

2 派遣労働相談

【派遣労働をめぐる状況】

派遣労働については、平成11年に派遣対象業務が従来の26業務から原則自由化（一部を除く）され、平成12年には紹介予定派遣制度が導入された。こうした流れの中、平成16年3月には派遣期間の延長（26業務については制限撤廃）が行われ、物の製造業務への派遣も解禁されたが、その一方で、会社側から雇用申込みの働きかけを行うことも更に強く要請されることとなった。その後、日雇派遣労働者の雇用問題や、平成20年秋以降の景気悪化の影響から、いわゆる『派遣切り』等の問題に対応するため、主に派遣指針が制定・改正されたが、労働者派遣を取り巻く社会情勢の大きな変化を受け、労働者派遣法の大幅な改正が行われ、平成24年10月から施行された。このように、派遣労働の範囲の拡大と、派遣労働者の保護強化に関する制度とが段階的に整備されてきた。

このような中、派遣労働という働き方は、臨時の・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るために、有期雇用の派遣労働者について派遣先事業所単位・派遣労働者個人単位での派遣期間の上限の設定や、派遣事業者の許可制への一本化などを柱とする労働者派遣法の改正が行われ、平成27年9月30日から施行された。

また、派遣労働者についても令和2年4月から均等・均衡待遇（いわゆる同一労働同一賃金）の規定が施行されており、派遣期間の上限設定ともあいまって、派遣労働をとりまく情勢にどのような変化が表れてくるのかを注視する必要がある。

〈令和元年度の派遣労働相談の傾向〉

- (1) 派遣に関する労働相談は2,457件で、平成30年度より423件（14.7%）減少した（第6表）。
- (2) 男女別では、男性831件（33.8%）、女性1,626件（66.2%）となっている。
- (3) 労使別では、労働者2,130件（86.7%）、使用者272件（11.1%）、その他55件（2.2%）となっている。
- (4) 産業別では、「サービス業（他に分類されないもの）」が363件（14.8%）と最も多く、次いで「情報通信業」298件（12.1%）、「製造業」142件（5.8%）となっている（第8表）。
- (5) 相談内容では、「派遣関連」（平成30年度673項目→令和元年度479件）が最も多く、以下、「退職」（30年度281項目→元年度361件）、「労働契約」（30年度428項目→元年度354項目）となっている（第9表）。

第6表 年度別・派遣労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：派遣労働相談件数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
労働相談	53,104件	51,960件	53,019件	51,294件	50,137件	52,884件
総 計	0.8%	△2.2%	2.0%	△3.3%	△2.3%	5.5%
派遣 相談件数	3,052件 14.9% 5.7%	2,626件 △14.0% 5.1%	2,834件 7.9% 5.3%	2,729件 △3.7% 5.3%	2,880件 5.5% 5.7%	2,457件 △14.7% 4.6%

斜体文字は対前年度比 (%) 欄下段は構成比 (%)

第7表 規模別・派遣労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：派遣労働相談件数

	計	30人未満	30～99人	100～299人	300人以上	その他 ・不明
労働相談	52,884件	8,896件	4,144件	3,239件	7,348件	29,257件
総 計	52,884件	16.8%	7.8%	6.1%	13.9%	55.3%
派遣 相談件数	2,457件	46件 1.9%	49件 2.0%	88件 3.6%	335件 13.6%	1,939件 78.9%

各欄下段は構成比 (%)

第8表 産業別・派遣労働相談件数

上段：全体の労働相談件数

下段：派遣労働相談件数

合 計	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業
52,884件	1,762件 3.3%	3,543件 6.7%	3,045件 5.8%	1,601件 3.0%	4,263件 8.1%	993件 1.9%	1,039件 2.0%
派遣 相 談 件 数	25件 1.0%	142件 5.8%	298件 12.1%	44件 1.8%	109件 4.4%	45件 1.8%	5件 0.2%
2,457件	宿泊業、飲 食サービス業	教育、学 習支援	医療、 福祉	サービス業（他に分 類されないもの）			その他 不明
	1,966件 3.7%	1,792件 3.4%	5,977件 11.3%	8,776件 16.6%			2,100件 4.0%
	40件 1.6%	16件 0.7%	88件 3.6%	363件 14.8%			1,200件 3.3%
							48.8%

各欄下段は構成比 (%)

第9表 派遣労働相談の内容項目

労使別	計	労働者	使用者	その他
合 計	3,913	3,312	516	85
労働組合及び労使関係	15 [0.4%]	6	9	0
労 働 条 件	2,344 [59.9%]	2,019	286	39
就業規則	20 [0.5%]	9	11	0
労 働 契 約	354 [9.0%]	327	20	7
労 働 条 件 変 更	136 [3.5%]	131	4	1
配 転 ・ 出 向	14 [0.4%]	14	0	0
賃 金 情 報	8 [0.2%]	5	2	1
賃 金 不 払	136 [3.5%]	129	4	3
賃 金 そ の 他	142 [3.6%]	118	23	1
退 職 金	2 [0.1%]	2	0	0
労 働 時 間	63 [1.6%]	49	11	3
休 日	4 [0.1%]	4	0	0
休 暇	166 [4.2%]	128	35	3
休 業	315 [8.1%]	262	51	2
休 職 ・ 復 職	54 [1.4%]	39	12	3
安 全 衛 生	55 [1.4%]	52	2	1
服 務 ・ 懲 戒	6 [0.2%]	6	0	0
解 雇	273 [7.0%]	209	58	6
雇 止 め	166 [4.2%]	161	5	0
退 職	361 [9.2%]	314	40	7
定 年 制	0 [0.0%]	0	0	0
女 性	25 [0.6%]	19	5	1
育 児 休 業	14 [0.4%]	13	1	0
介 護 休 業	4 [0.1%]	4	0	0
そ の 他	26 [0.7%]	24	2	0
労 働 福 祉	359 [9.2%]	300	54	5
雇 用 保 険	129 [3.3%]	113	14	2
労 災 保 険	78 [2.0%]	63	14	1
健 保 ・ 年 金	149 [3.8%]	121	26	2
教 育 ・ 訓 練	2 [0.1%]	2	0	0
福 利 厚 生	1 [0.0%]	1	0	0
そ の 他	0 [0.0%]	0	0	0
人 間 関 係	464 [11.9%]	408	36	20
職 場 の 嫌 が ら せ	311 [7.9%]	280	22	9
セ ク チ ュ ア ル ハ ラ ス メ ント	67 [1.7%]	52	5	10
マ タ ニ テ ィ ハ ラ ス メ ント	7 [0.2%]	6	1	0
そ の 他	79 [2.0%]	70	8	1
そ の 他 の 問 題	731 [18.7%]	579	131	21
雇 用 関 連	51 [1.3%]	44	4	3
企 業 再 編	6 [0.2%]	6	0	0
企 業 倒 産	1 [0.0%]	1	0	0
偽 装 請 負	2 [0.1%]	2	0	0
損 害 賠 償 ・ 慰 謝 料	125 [3.2%]	80	41	4
税 金	8 [0.2%]	8	0	0
障 害 者	13 [0.3%]	12	1	0
高 年 齢 者	0 [0.0%]	0	0	0
派 遣 関 連	479 [12.2%]	387	81	11
そ の 他	46 [1.2%]	39	4	3

[] は構成比 (%)

〈派遣労働関連のあっせん事例〉

【事例 1】 体調不良による欠勤と休職期間の解釈

相談者は、派遣先でパワーハラスメントの被害を受けて体調不良に陥り、要休職との主治医の診断があつたため休職した。その後、主治医から復職可能との診断があつたため、人事部門と複数回面談を継続していたところ、突然、就業規則上の休職期間を満了しているとして退職届の提出を求められた。相談者は、再び体調不良に陥り、来所した。

センターが会社から事情を聴いたところ、就業規則上は一定期間欠勤処理を行った上で休職に入る規定となっているため、休職期間は満了していないことが確認できた。さらに、センターは会社に対し、欠勤期間につき有給休暇の取得を認めることも可能ではないか、健康保険の傷病手当金の受給手続きも可能な限り速やかに実施すべきではないかと助言した。

その後、相談者は、有給休暇と傷病手当金による収入の補償を得ながら治療に専念し、体調を回復して職場に復帰することができた。

【事例 2】 給料支給額を巡るトラブル

相談者は、無給扱いの病気休暇を1か月間取得したが、その期間の給料が支払われ、その翌月の給料も前月の過払金額とは異なる金額が差し引かれていることに気付いた。会社に確認したところ、差引金額に誤りはないとの回答があり、明細の提示も拒否された。相談者は、会社の対応に不信感を抱き、来所した。

センターが会社から事情を聴いたところ、給料支払いの業務を外部委託しており、相談者についての勤怠データが適切に反映できていなかつたため発生した問題であるとのことであった。そこで、センターは会社に対し、過払金額を精査した上で、その明細を書面化するよう助言した。その後、相談者から過払給料の清算がなされるとともに、会社から過払金額及び控除金額の内訳が書面で交付され、解決した。